

公募型指名競争入札について

旭川市土木部が所管する業務委託に係る公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者を次のとおり公募する。

令和8年8月5日

旭川市長 今 津 寛 介

1 競争入札に付する業務の内容

- (1) 業 務 名 児童遊園等公園施設調査検討業務委託
- (2) 履行箇所 旭川市西神楽1線6号ほか
- (3) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和9年3月10日まで
- (4) 履行方式 共同履行
- (5) 業務概要 調査検討業務 一式
- (6) 設計金額 11,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 応募者に必要な要件

入札参加者は、次の全ての要件を満たす共同企業体であること。

- (1) 構成員は、次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 令和7・8年度旭川市建設工事等競争入札参加資格において「土木設計」を有している者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
 - ウ 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (2) (1)の要件を全て満たす2者により構成され、代表者は「11市内」「22市外」「23市外」のいずれか、かつ、構成員は「11市内」であること。
- (3) 各構成員の最低出資比率は、均等割の10分の6以上とする。
なお、代表者の出資比率は、構成員中、最大であること。
- (4) 各構成員が、当該業務の入札において2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (5) 代表者は、過去10年間（平成28年度～令和7年度）に「公園施設長寿命化計画」に関わる業務を履行した実績を有している者であること。

3 設計図書の閲覧

本業務に係る設計図書及び図面は次のとおり閲覧に供するほか、4(3)のアドレスからダウンロードできる。

- (1) 閲覧場所 旭川市土木部土木総務課（旭川市7条通10丁目 第二庁舎4階）
- (2) 閲覧期間 令和8年8月5日（水）から 令和8年8月21日（金）まで
（旭川市の休日定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

4 入札の参加申請

- (1) 申請書等
入札参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申請書
 - イ 業務履行実績調書
※旭川市以外の実績の場合、その契約書等も提出すること。
 - ウ 旭川市土木部共同企業体協定書
- (2) 申請書等の配布及び受付期間
令和8年8月5日（水）から令和8年8月14日（金）まで（休日を除く。）の午前8時

4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで。

(3) 申請書等の配布及び受付場所

3 (1)において無償で配布するほか、次のアドレスの旭川市土木部土木総務課ホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/p000562.html>

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送については受付期間に必着のこと。

(5) 提出確認

申請書の提出があった者には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。なお、申請書を提出したにもかかわらず、写しの交付がない場合は、3 (1)に連絡し確認すること。

5 入札参加者の指名

令和8年8月18日(火)までに書面により通知する。

選考されなかった者は令和8年8月20日(木)までに市長に対し、書面により指名選考されなかった理由について、その説明を求めることができる。この場合において、市長は令和8年8月24日(月)までに指名選考しなかった理由について、書面により説明する。

6 入札方法

(1) この公募型指名競争入札の入札は、郵送によること（持参又はファクシミリによる入札は認めない。）。

(2) 入札回数は1回とする。

7 入札書等の郵送方法等

(1) 入札書等の郵送方法

入札書及び委託費内訳書（以下「内訳書」という。）を封筒に入れ、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。

(2) 入札書等の送付先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎4階
旭川市土木部土木総務課

(3) 入札書等の配達指定日

入札参加者に書面により、通知する。

8 開札

(1) 開札の日時及び場所

入札参加者に書面により、通知する。

(2) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとする。

なお、入札結果は、落札決定後、落札者に通知するとともに、次のアドレスの旭川市土木部土木総務課のホームページにおいて速やかに公表する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/574/70000000/70050000/p000571.html>

(3) 開札の傍聴

入札参加者は、旭川市土木部一般競争入札等（郵送方式）実施要領の規定に基づき、1者につき1名まで開札を傍聴することができるので、開札当日、開札時刻の10分前までに3(1)まで申し込むこと。

9 支払条件

1回後払い

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

免除する。

12 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期又は中止することがある。

13 入札の無効

公告した応募者に必要な要件を満たしていない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、旭川市土木部郵便入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札及び設計金額を超える入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

14 内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を指定する様式で作成し、入札書とともに郵送すること。
- (2) 内訳書は返却しない。

15 低入札価格の調査

本業務は、旭川市土木部低入札価格調査要領に基づく調査対象業務である。

16 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市土木部郵便入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 1(3)でいう契約締結の日の翌日とは、その日が休日に当たるときは、休日を経過した最初の日とする。
- (3) 入札に関する問合せ先
〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎4階
旭川市土木部土木総務課（電話0166-25-9700）
なお、入札の公平性を保つため、質問及び回答内容の公表を必要と認める場合には、書面により質問の提出を求める。